

戦国大名城下町の移転と大名権力 —豊後大友氏を事例として—

八木直樹*

【要旨】 本稿では、16世紀後半に大友義鎮（宗麟）が行った豊後府内から臼杵への城下町移転について考察した。その結果、城下町移転の背景には、義鎮政権が抱える政治的不安定性があったことを指摘した。この城下町移転により大友政権とそれを構成する家臣団の階層に変化はなく、家臣たちの政権への出仕は、大名城下町と自己の所領との間を行き来する形であった。最後に、戦国大名城下町が大都市である必要性がないことを提起した。

【キーワード】 戦国大名大友氏 城下町移転 豊後府内 臼杵

はじめに

近年の戦国城下町研究は、文献史料の分析のみならず、中世考古学の発掘成果が研究をさらに深化させた点に特徴があるといえよう¹⁾。従来から研究蓄積が豊富な越前朝倉氏の本拠一乗谷とともに、近年飛躍的に研究が進展しているのが、大友氏が本拠とした豊後府内である。

豊後府内研究の飛躍的進展は、1987年に刊行された『大分市史』中巻の編纂事業の際に、戦国末期の豊後府内を描いた古図の発見によるところが大きい。同巻には、この古図と明治期の字図との比較から「戦国時代の府内復原想定図」が掲載されているが、以降に行われた発掘調査は、この古図の世界が実在のものであったことを立証した²⁾。

しかし、16世紀後半の豊後府内を語る上で、最も重要でありながら、従来見落とされてきたのが、実は当時の大友氏の城下町が府内ではなく臼杵であった、という事実である。大友義鎮（宗麟）は、鎌倉期以来の本拠であり、当該期に数の戦国城下町として繁栄を誇っていた府内から、同国臼杵へと城下町を移転した。この移転については前稿にて検討した³⁾。城下町移転は、弘治2年（1556）に起こった家臣の謀反を直接的な契機として行われた。それ以後、大友義鎮・義統父子は、基本的に臼杵を居所とし、臼杵は大友政権の領国経営の中心として府内に代わる戦国大名大友氏の城下町となったのである。ただし、この城下町移転は、住民を含む府内の町そのものを臼杵へと移転したわけではない⁴⁾。

城下町の移転により、16世紀後半の戦国大名大友氏は、領国経営の中心として臼杵と府内の二つの都市をかかえていたことになる。一般的に、領国内における戦国城下町は、政治的・経済的に他の都市を圧倒するほどの規模を誇り、当然、戦国大名は城下町を重視し整備しようと

平成23年10月31日受理

*やぎ・なおき 大分大学教育福祉科学部福祉科学教育講座（歴史学・日本中世史）

した、と理解されている。領国の拡大とともに城下町の移転を重ねた織田信長の場合に顕著なように、戦国大名が城下町を移転する場合、大名権力の画期となる時期に行われる例が多い⁵⁾。この点を鑑みると、戦国大名大友氏と豊後府内・臼杵との関係は、一般的な戦国大名城下町像とは大きくかけ離れている。研究史によれば、戦国末期の府内は、少なくとも 45 の町から構成されており⁶⁾、天正 14 年（1586）には 5 千軒の町屋が軒を連ね⁷⁾、人口は 8 千人ともいわれていた⁸⁾。城下町移転後の府内を大友氏がいかに統治したのかは、それを物語る国内の一次史料は存在しない。わずかにイエズス会宣教師の書簡に、1557 年段階で宣教師が「市の指令官および執政者のような役職にある者」と認識した府内統治の責任者がおり⁹⁾、それが天正 6 年（1578）段階では年寄田原紹忍が「府内の市を統治する最高の権力者」¹⁰⁾と確認されるのみである。一方、臼杵には計 10 町が確認され¹¹⁾、その人口は文禄 2 年（1593）の検地帳に記載された戸数から 2 千人ほどであったと推測されている¹²⁾。大友氏のように最大規模の繁栄を誇っていた城下町を移転した事例は他にはみられない。

そこで本稿では、戦国大名大友氏の城下町移転問題を素材とし、次の点について検討を加えたい。

第一に、城下町移転の背景である。府内から臼杵への城下町移転の直接的な契機となったのは、弘治 2 年（1556）に起こった家臣の謀反である。前稿では、城下町移転の直接的な理由がこの謀反にあったことを明確にした。そして移転の背景には、天文 19 年（1550）に家督を相続した大友義鎮の政権初期における政治的不安定性が原因としてあったことを指摘した。本稿では、義鎮政権初期における府内と大友政権、そして家臣団との関係について更なる検討を加え、城下町移転を断行したその背景を考えたい。

第二に、この城下町移転は、大友政権、また家臣団にどのような影響を及ぼしたのか、という点である。一般的に、戦国大名城下町における家臣団集住に関する理解は、在地性を払拭した近世大名城下町にみられる全家臣団の集住という状態ではなく、一部重臣層を中心とした家臣たちが集住したに過ぎないとされる¹³⁾。しかし、実際にどのような家臣が、どの程度城下にいたのか、については、史料的な制約もありあまり明らかにされていない¹⁴⁾。本稿では、城下町移転という大きな政治的変化が、政権・家臣団と城下町との関係のあり方にどのような影響を与えたのか、権力中枢を構成する家臣たちに焦点をあてて考えていただきたい。

I 室町・戦国期の豊後府内

豊後府内は、古代の国府が所在した府中（府内）に、鎌倉期に守護所が設置され、以降守護城下町、戦国城下町へと発展する、と理解される¹⁵⁾。戦国時代における府内の大名居館は 2ヶ所存在した。国府と隣接した場所に置かれた「上原館」と、戦国城下町府内の中心に位置した「大友館」である。これまでに豊富な発掘成果が蓄積されているが、家臣屋敷の存在は推定の域に止まり、明確な遺構は確認されていない¹⁶⁾。

史料上確認できる府内の大友氏家臣は、「応永十三」年（1406）の貼紙が付された 3 月 3 日付大友氏家臣連署状の宛所に「豊後在符（府）衆中」とみえるのが古い事例である¹⁷⁾。また「応永十九」年の貼紙が付された 12 月 15 日付大友親著書状の宛所にも「ふんこ（豊後）在符（府）衆中」とみえる¹⁸⁾。いずれも守護大友氏の法廷に提訴された案件について「在符衆中」に指示を与えたものである¹⁹⁾。奉行人制度といった官僚機構の整備が指摘される²⁰⁾応永年間の守護所には、ある程度の守護被官たちが出仕していた様子を想像することは許されるだろう。

ただし、この時期の大友家家督は両統迭立期にあたり、家督相続は不安定な状況にあった²¹⁾。そのためであろうか、室町期における守護所＝大友氏居館の所在は明確でない。全国的にみても甲斐武田氏、美濃土岐氏のように同一の守護家が代々守護職を相伝してきた国においても、守護所は頻繁に移転していた²²⁾。この段階においては、守護大友氏の居館が特定の建造物に定まっておらず、時の家督となった人物の館が、同時に守護所となった可能性が考えられる。

一般的に守護所が城下町と呼べるほどの様相を呈するのは16世紀以降である²³⁾。府内の都市整備の画期は、大友義鑑期の天文年間と、大友義統期の天正年間にあることが指摘される²⁴⁾。

戦国期の府内と、そこに所在した大友氏家臣の様相を窺うことができる格好の史料として、筑後の国人田尻氏の参府日記を挙げることができる。この日記は、天文16年（1547）に田尻親種が息子鑑種の続目安堵状を受領するために、府内に参府した際の記録である。11月2日の府内到着から、7日の続目安堵状受領、そして帰国する20日までの府内滞在中に、大友氏当主とその家臣との間でかわした贈答の様子が記されている²⁵⁾。

【表1】は参府日記中にみられる田尻氏と贈答を交わした大友氏家臣の一覧である。そこには、入田親廉を筆頭に山下和泉守・斎藤播磨守・雄城若狭守・臼杵安房守といった大友政権の最上位に位置した5名の年寄を筆頭に、実に80名を超える大友氏家臣の名前が確認できる。彼らが府内に常住していた、とまでは言えないにしろ、当然、そこに所在したから田尻氏より贈答がなされたことは疑いない。この参府日記から、特に注目されるのは次の点である。

第一に、年寄入田親廉²⁶⁾、「申次」²⁷⁾田北勘解由左衛門・「申次」津久見左馬助3名の重臣が田尻氏と「御めし御参会」を行っている点である。9日に津久見、12日に田北、16日に入田親廉が、それぞれ田尻氏と「御めし御参会」を行っている。特に、9日の津久見氏の場合、毎月9日は「諸老御申次、殿中ニ御出仕」の日であるが、津久見氏が田尻親種と「参会」することを申し出た結果、殿中への出仕が免除されたとある。このことから、この「御めし御参会」は「殿中」ではなく、津久見氏屋敷で行われた可能性が高い。同様のことは、入田・田北両名の「御めし御参会」の場合にも考えられ、この3名が府内に屋敷を所有していたことが推測できよう。

第二に、年寄層を除いた豊後の有力国人への贈答が確認できない点である。戦国期に年寄に任命される家は、ある程度固定化されていた²⁸⁾。【表1】から天文年間より以前に、年寄に任命されたことがある家を抜き出すと、豊饒・吉岡・一万田・小原・小佐井・雄城・本庄の各氏となる。これらの家は、16世紀前半段階から大友政権中枢を担っていた、大友氏の守護被官ともいべき家である。それとは対照的に、大友義鎮・義統代に年寄に登用された志賀・吉弘・戸次・朽網・佐伯・田原氏などの有力国人は【表1】には全くみられない。贈答が田尻氏との親疎の関係に基づきなされた以上、田尻氏がこれらの有力国人を贈答の対象にしなかった可能性も否定できない。しかし、20日間近くに及ぶ府内滞在中に、これら有力国人の名が全く日記に出てこないのは、この時彼らが府内に居なかつたからであろう。権力中枢に参加しない有力国人は、日常的に府内に所在する必要はなかつたといえる。

以上、田尻氏参府日記について検討を加えてきた。その結果、天文年間の府内城下には権力中枢を構成する年寄を筆頭に、様々な家臣たちが出仕し所在していたことが明らかとなった。田尻氏が訪問した天文16年（1547）当時の豊後府内は、すでに当該期を代表する戦国城下町であったといえる。しかし、大友義鑑の跡を継いだ義鎮は、この伝統的な城下町である府内から臼杵へと城下町を移転した。次節では、この城下町移転の背景と、それ以降における城下町

と家臣団との関係についてみていきたい。

【表 1】田尻氏参府日記中に贈答が確認できる大友氏家臣

No.	初見日	人名(肩書)	回数	No.	初見日	人名(肩書)	回数
1	11・2	五左衛門(大つみ)	5	43		都甲右馬助(津久見殿被官)	1
2		春藤仁三郎	6	44		田吹殿	1
3		葛西長門守殿(御用筆)	3	45	11・6	竹田津佐渡守殿	3
4		永方(入田殿用人)	4	46		平井殿(田北殿より二)	2
5		豊饒鑑述	6	47	11・7	城嶋殿([豊饒]鑑述より二)	2
6		入田親廉	11	48		帶刀兵庫助殿	1
7		山下和泉守(長就)殿	6	49		清田左衛門殿	1
8		斎藤播磨守(長実)殿	7	50		朽綱宮内殿	1
9		雄城若狭守(治景)殿	6	51		斎藤新左衛門殿	1
10		臼杵安房守(鑑続)殿	4	52		本庄殿	1
11		田北勘解由左衛門(鑑生)殿 (御申次)	6	53		中村殿	1
12		津久見左馬助殿(御申次)	7	54		森藤左衛門殿	1
13		吉岡長増さま	4	55		朽綱長門殿	1
14		同(吉岡長増)御中	1	56		上野掃部殿	1
15		宗珍(入田殿用筆)	3	57		林新左衛門殿	1
16		小原四郎左衛門尉(鑑元)殿 (又三郎はかまきノけいやく)	4	58		吉弘大蔵殿	1
17		同(小原四郎左衛門尉)子息	2	59		小原左衛門殿	1
18		同(小原四郎左衛門尉)御中	2	60		吉良新五郎殿(当殿様御用筆)	1
19	11・4	吉岡弥十郎殿	2	61		野上掃部殿	1
20		池辺与十郎(吉岡殿宮古よりめ しつれられ候人)	2	62		田北殿御息	1
21		一万田弾正殿	1	63	11・8	蔵成伊賀殿	1
22		斎藤備後守殿	1	64		久保殿	1
23		田北殿御中	2	65		小田部殿	3
24		服部殿	2	66	11・10	臼杵安芸守殿	1
25		臼杵四郎左衛門(鑑速)殿	2	67		小田原安芸守殿	1
26		小佐井殿	2	68		佐藤刑部殿	2
27		雄城肥前守殿(御ま屋別当)	1	69		田尻二郎三郎殿(入田殿より 二)	1
28		佐藤左京進(中村殿被官)	1	70		野上宮内殿	2
29	11・5	入田弥十郎殿	3	71		木付殿	3
30		江上殿(豊饒殿より二)	2	72		豊饒中務殿	1
31		城島備中殿(豊饒殿より二)	1	73	11・12	野上殿	1
32		佐藤宮内殿	2	74		ゆす原大宮司殿	1
33		同(津久見左馬助)殿御中	4	75		堀うねめ殿	1
34		曾祢先右衛門(津久見殿被官)	2	76	11・17	ひね野	1
35		堀下野殿	1	77		吉田殿	1
36		三郎四郎(大つつみ)	1	78		下郡殿(入田殿内)	1
37		山下治部(少輔)殿	3	79		佐藤右京進息(中村殿内)	1
38		西勘解由殿(山下殿内)	2	80		入田親誠	1
39		塩手兵部殿	2	81	11・18	松光又三郎	1
40		角将監殿	1	82		吉岡殿御息	1
41		宗像民部殿	2	83	11・19	小笠原殿	1
42		松光二郎四郎	2	84		大津留殿	1

本表は、田尻氏との贈答が確認できる初見日から順に記し、贈答が確認できる回数を「回数」の項に記した。

II 城下町移転の背景

城下町移転の直接的な契機は、弘治2年（1556）に府内で起こった家臣の謀反であった。それ以降、権力中枢が所在し家臣たちが出仕したのは、当主が居住した臼杵である。では、多くの家臣が所在し、大友義鑑が都市整備を行った府内から、なぜ大友義鎮は臼杵に城下町を移転したのだろうか。移転の直接的契機となった謀反と、当時の大友政権と府内を取り巻く状況を概観することにより、その背景を探ってみたい。

そもそも大友義鑑から義鎮への家督相続は、天文19年（1550）2月に義鑑が家臣により殺害された「二階崩れの変」により行われたものである。謎が多い事件であるが、その概略は、大友義鑑が家督相続につき年寄斎藤長実・重臣津久見美作守・田口新蔵人・小佐井大和守に諮ったところ、斎藤・小佐井は異を唱えたため義鑑に上意討ちされ、義鑑自身は津久見・田口両名に殺害された、という事件である²⁹⁾。

さて、「二階崩れの変」の現場となったのは府内の大友氏の館であるが³⁰⁾、まさにその現場に遭遇した家臣に対し、家督相続直後の大友義鎮が出したのが次の感状である。なお、これと同日付同内容の感状は、田北左近将監と殖田少輔にも発給されている³¹⁾。

今度津久見美作守・田口新蔵人慮外之企、無是非候、其砌懸合、遂防戦、数ヶ所被疵之由、忠儀寔無比類候、於其場別而粉骨之条、必追而一段可賀候、恐々謹言、

(天文十九年) 二月十五日

(大友) 義鎮 (花押)

田原近江守 (親資) 殿

河野伝兵衛尉 (鑑世) (殿脱カ)³²⁾

津久見美作守・田口新蔵人両名の「慮外之企」、すなわち義鑑殺害の現場に、田原・河野両名が懸けつけ疵を負ったことが賞されている。田原親資は、筑後国三潴郡代などとして任地に赴くとともに、平時には当主側近にある「官僚的」側面が指摘される家臣である³³⁾。また河野伝兵衛尉、田北左近将監は、大友氏の領国支配を担う「檢使」として頻繁に各地へと派遣されていた³⁴⁾。事件現場の大友氏居館に居合わせたこれらの家臣は、日常的には府内の当主に近侍し、必要に応じて領国支配を担うために各地へと派遣された家臣と位置付けられよう。

「二階崩れの変」という特異な事情により誕生した義鎮政権は、その後しばらく不安定な状態が続いた。天文22年（1553）1月には、義鎮により謀反を企てた一万田弾正忠・宗像民部少輔・服部右京亮の3名が「成敗」されている³⁵⁾。同事件は、「到津文書」の某覚書案には次のようにみえる。

一同四日辛亥 (天文二二年正月)、於豊後符 (府) 中、為上意一万田弾正忠父子を、加 (賀) 来民部・同將監兄弟承生害候、民フカテ (深手) 死、將監生候、ムナカタ (宗像) 高崎一類同前候、又御屋方様ヲチ、服部之右京大夫殿とも、山下二郎左衛門承、生害候、右之人 [] 時=義鎮野心之由、有其聞候、(以下略)³⁶⁾

また、この事件のことを報じたイエズス会宣教師の書簡は次のように記す。

(中略) 国主を殺そうとした大身らは、はなはだ短期間で滅ぼされた。その一人は名を服部(右京亮)殿といい、ほかの者は一万田(鑑相)殿、ならびに宗像(鑑久)殿といって、称号を有する大身であったが、国主は彼ら、および妻子、親戚の全員と、そのほか多数の人々を殺させた(中略) 間もなく、謀反人の家々に火が掛けられ、これが大いに広がったので、商人や貴人の家およそ三百軒が焼け、火は我らの財貨を置いた家にも迫った。(以下

略) ³⁷⁾ (傍線筆者、以下同じ)

この謀反は、一万田・服部・宗像氏らが義鎮に「野心」を抱き殺害しようとして起こしたものであった。一万田弾正忠は、天文 19 年（1550）2 月 12 日付大友義鑑置文³⁸⁾に「重書并日記箱之事」の「奉行」としてその名が記されている。宗像鑑久は一万田弾正忠の弟である³⁹⁾。服部氏は「御屋方様ヲチ」とあるように、義鎮の伯父にあたる人物であった。注目すべきは傍線部である。大友義鎮が謀反人たちを討伐した際に、彼らの屋敷に火をかけ、その類焼で謀反の当事者のみならず、他の「貴人」の家も焼けたという箇所である。この事実からは、当時の府内にはある程度の家臣たちが屋敷を構えていたことが指摘できよう。

さらに 3 年後の弘治 2 年（1556）5 月には、義鎮の臼杵移住の直接的契機となった事件が起こった。同年 5 月 20 日付の大友氏年寄連署状には、「今度小原遠江入道・本庄新左衛門尉・中村新兵衛尉以下申組、可妨国家之企顧然之条、被加成敗候」とあり、続けて有力国人佐伯惟教も小原たちと「連々以申合」て豊後国を退去したことが伝えられている⁴⁰⁾。

小原遠江入道（宗惟、実名鑑元）は、義鎮政権当初の年寄を務め、その後肥後國関城に赴任し、この謀反当時は肥後に在国していた。肥後相良氏の『八代日記』弘治 2 年 5 月 4 日条には、「豊州小原甚五郎殿・大津留殿、本庄・雄城、此人数大神氏成敗、七日ニ八代きこえ候」、同 8 日条には「大水山城（肥後國玉名郡）没落、小原遠江守ソウイ（宗惟）入道打死」とある⁴¹⁾。また、イエズス会宣教師の書簡では、本庄・中村両人が府内で起こした謀反が次のように記されている。

（中略）これは、我らが豊後に到着する二ヵ月前のことである。また、司祭（トルレス師）と修道士が豊後に来て間もなく、すなわち我らが到着する十五日前に、豊後国主は謀反の疑いがある国内の大身らを火と武器によって攻撃し、重立った十三名の大身の家を焼き、その家族と家臣をも滅ぼした。かくして、人々の言によれば〔記憶するところでは〕、その夜、双方で七千名が死んだということである。これらの大身の死により、豊後国主は豊後から七里の或る山中に逃れ、今なお同所にいる。（以下略）⁴²⁾

天文 22 年（1553）の謀反と同様に、大友義鎮が謀反人の「重立った十三名の大身の家」を焼いている事実は注目されよう。同時に「その家族と家臣をも滅ぼした」とあることから、これら謀反を起こした家臣たちは、府内に屋敷を構え、そこに家族と家臣を伴い居住していた様子が浮かび上がってくる。

それでは、この謀反を起こした本庄・中村両氏は、大友氏家臣のなかでどのような位置付けにいたのであろうか。本庄氏は、繁栄・右述・親栄とこれまでに複数の年寄を輩出した家柄であり、新左衛門尉・伊賀守を代々の通称・受領としていた。中村氏に関しては、年未詳 11 月 22 日付で斎藤兵部少輔長実とともに中村新兵衛尉長直が連署状を発給しており⁴³⁾、中村氏が政権中枢にいたことが確認できる。また年未詳 3 月 28 日付大友義鑑書状では、本庄新左衛門尉と中村新兵衛尉に社参の供をすることが命じられている⁴⁴⁾。本庄氏と同様に、中村氏は大友氏当主に近侍する重臣の家柄であったと位置付けられる。

ここまで、義鎮政権初期に起こった家臣の謀反について検討してきた。謀反を起こしたのは、いずれも府内所在の重臣である。また「二階崩れの変」の当事者である斎藤・津久見・田口・小佐井等も、これら謀反を起こした家臣と同様の家柄の重臣であった。注目すべきは、「二階崩れの変」と、義鎮政権初期の府内で起こった二つの謀反の当事者である「斎藤播磨守」・「津久見左馬助」（美作守と同一人物か）・「小佐井」・「一万田弾正」・「宗像民部」・「服部」・「小原四郎左衛門尉」・「本庄」・「中村」の名前は、いずれも田尻氏参府日記中にその名前が確認できる点

である。

この点をふまえて【表1】にみられる大友氏家臣を分類すると、大きく次の三つに分けられる。第一に年寄・申次という権力中枢を構成する最重臣層、第二にその権力中枢から使者・検使等として各地に派遣され領国支配にあたる家臣階層、そして第三に守護被官ともいるべき家柄の家臣階層である。特に、前二者とは異なり、権力中枢、領国支配に関する明確な役職がない守護被官層が【表1】に確認されたということは、彼らが日常的に府内を活動拠点としていたからであろう。謀反を起こした重臣たちは、府内に屋敷を構え、家族をともない居住していたことは先に確認した通りである。謀反を起こした重臣層のことごとくが、天文末年の田尻氏参府日記中にその姿をみせるのは、決して偶然ではない。天文年間の府内は、彼らにとって重要な活動拠点となっていたのである。天文末年の府内は、府内を基盤とし、また大友氏当主と深く関わることによって自己の立場・地位を保持していた家臣たち個々の利害関係が強く入り組む場となっていた。彼らは大友義鑑の政権を担った家臣であり、義鎮政権初期に起こった度重なる謀反の結果、政権には、大友義鑑の代から活躍していた多くの家臣たちはいなくなってしまったのである。付け加えるならば、こうした家臣団内部の対立図式は、通説的には大友氏庶家の「同紋衆」と、それ以外の氏族「他姓衆」との争いの構図として理解されることが多い。しかし、これらの事件は、府内にいた守護被官が引き起こした事件である。

義鎮政権初期の政治的不安定さは、大名家当主の殺害という特異な事件により家督相続がなされた事情によるものであった。「二階崩れの変」ほど特異ではないが、戦国大名大友氏では当主の死去にともなう代替わりの場合、家督相続直後に大きな混乱が生じていた。明応5年（1496）5月の当主義右と隠居政親の同時期の死去という突然の出来事により家督を相続した親治の場合、7月に御所之辻合戦において「両方五百人ほどうたれ候」⁴⁵⁾という大合戦に勝利することで不穏分子を鎮圧している。また永正15年（1518）に死去した義長から義鑑への代替わりの場合、家督相続自体は生前の永正12年12月頃に行われたものの、相続の翌年には重臣朽網親満の乱が勃発している⁴⁶⁾。これらの事実からは、政権が安定するには隠居による新当主の後見が行われる、ある程度の移行期間=二頭政治の期間が必要であったことが推測される⁴⁷⁾。大名家の家督相続は、家臣たちの同意を必要とし、主従関係を前当主から新当主のもとへと一元化することに成功しなければ、相続後の円滑な政権運営を行えなかつたのである。

「二階崩れの変」以来の不安定な状況を抜け出せない大友義鎮は、前当主義鑑以来の重臣たちとの関係を再編成する必要があった。弘治2年（1556）の家臣の謀反に際し臼杵へと移った義鎮が、その後も引き続き臼杵に居住した背景には、二度の謀反に象徴される府内における大友政権の政治的不安定性が前提として存在したのである。

III 大名城下町と家臣団

本節では、城下町を移転したことにより、大友政権を構成する家臣に変化があったのかどうか、について検討していきたい。

戦国末期の臼杵における大友氏家臣の様相を窺うことができる史料として「宝岸寺過去帳」が存在する。宝岸寺は、永禄年間に大友義鎮が亡夫人を弔うために臼杵城下に建てた寺であり、過去帳には供養者の没年月日・法名・俗名・俗縁関係等が記載されている。【表2】は過去帳から名字を名乗る人物とその家族・奉公人を抽出したものである。この過去帳に記載されたのは、

亡くなった当時臼杵に居住していた人々、もしくはその菩提を弔う縁者が臼杵に居た人々と考えられる。

さて、【表2】の分析に移ると、その特徴として次の3点が挙げられる。

第一に、臼杵（右京亮・少輔太郎・美濃守母・越中守鑑速・又太郎）、山下（鎮就・勘解由亡息・主殿入道）、吉弘（宗仞・伯耆守時連・鑑理大方）、田北（民部少輔・九郎妻）の各氏は、複数の人々が供養されている点である。臼杵鑑速・吉弘鑑理は大友義鎮の年寄であり、山下鎮就も父ないし祖父の世代にあたる長就が大友義鑑・義鎮の年寄であった。また田北民部少輔は、永禄12年（1569）に筑前立花城明け渡しの使者として派遣されている⁴⁸⁾。臼杵・吉弘・山下氏は権力中枢最上位にある年寄を輩出する家柄であり、田北民部少輔は権力中枢から必要に応じて領国各地へと派遣される家臣であった。

第二に、供養されているのが、家臣当人のみならず、俗縁を示す情報に「息」「娘」「内室」「女中」など、彼らの家族、奉公人たちの名前がみられる点である。例えば、塩手越中の場合、当人のほかに「内室」「女中」「ヲチ人」が供養されている。塩手氏は大友氏の庶家田北氏の一族であり、年未詳卯月11日付大友義鑑書状⁴⁹⁾の文末に「猶塩手越中守可申候」とみえるほか、『八代日記』天文23年（1554）5月28日条に使者としてみえる。前述の田北民部少輔と同様、塩手氏は城下町に所在する一方で、権力中枢から各地へと派遣される家臣であった。前節にて確認した天文年間の府内と同様に、戦国末期の臼杵には、こうした家臣たちが屋敷を構え家族とともに居住していたことが推測される。

第三に、天文22年（1553）に謀反を起こし、大友義鎮に成敗された服部右京亮の系譜を引くと考えられる「服部殿」が天正15年（1587）3月15日に供養されている点である。この「服部殿」は、通称・官途名が記載されていないことから、服部惣領家の位置にいた人物と考えられる。服部氏のように、かつて謀反を起こし成敗されたにもかかわらず、再び政権に復帰している例は他にもある。大友氏の年寄機構は、天正6年（1578）11月の耳川合戦の敗北以降、崩壊していた⁵⁰⁾。ようやく復活するのが天正14年段階であり、その時の署判者は耳川合戦以前からの年寄である志賀道輝・朽網宗歎兩名と一万田宗慶・戸次宗傑・志賀道雲・田原親家である⁵¹⁾。大友義鎮の次男であり豊後國東郡の有力国人田原氏を継いだ田原親家を除けば、他は豊後国大野・直入両郡に割拠した大友氏の有力庶家、いわゆる南郡衆と呼ばれる国人である⁵²⁾。注目したいのは一万田宗慶である。宗慶は、弘治2年（1556）に義鎮が成敗した一万田弾正忠の近親者であった。さらに豊臣政権下における年寄には、志賀道輝・田原紹忍・宗像鎮続・斎藤道瓈・臼杵鎮理・鎮賢の6名が確認できる⁵³⁾。田原紹忍は年寄経験者であり、臼杵鎮理も過去に長景・鑑続・鑑速の年寄を輩出した家の出自である。宗像鎮続は、系譜的関係は不明だが、弘治2年に宗像鑑久が大友義鎮に成敗されている。姓未詳の鎮賢は、国内の一次史料からは明らかにできないが、次の『フロイス日本史』の記事が参考となろう。

（豊後の）国の為政者である老中たちも、皆受洗した。すなわち宗像殿がその長男とともに、本庄殿が長男の息子、臼杵殿がその長男、および道輝と道瓈がそれぞれの長男とともに洗礼を受けた。⁵⁴⁾

これは、1587年（天正15年）に豊前国妙見岳城において大友義統の年寄が受洗した際の記述である。注目すべきは、他の史料から年寄として確認できる「宗像殿」「臼杵殿」「（志賀）道輝」「（斎藤）道瓈」に加えて「本庄殿」の名がみられる点である。この「本庄殿」こそが姓未詳の「鎮賢」であった可能性が高い。前節で述べたように、本庄氏は代々新左衛門尉・伊賀守

【表2】 戦国末期の臼杵宝岸寺過去帳にみえる大友氏家臣とその家族

No.	年月日	俗名・続柄	頁	No.	年月日	俗名・続柄	頁
1	永祿7年7月11日	大友左衛門督(大友宗麟)室	40	63	天正15年8月2日	薩摩樺山息土居鶴丸	9
2	元亀2年11月22日	利光加賀守	77	64	天正15年8月3日	小野但馬	12
3	天正3年10月6日	吉水殿	22	65	天正15年8月6日	市河宮内息女	23
4	天正6年6月28日	平子主膳亡父	96	66	天正15年8月16日	白石神助娘	56
5	天正6年11月12日	臼杵右京亮	44	67	天正15年9月3日	深澤内式部郷	12
6	天正6年11月12日	臼杵少輔太郎	44	68	天正15年9月8日	敷戸古吉子息	28
7	天正6年11月12日	山下鎮就公	45	69	天正15年9月17日	乗松佐渡守	59
8	天正6年11月12日	鶴原新次郎	45	70	天正15年9月25日	法華津殿	87
9	天正6年11月12日	吉弘(宗仰)殿	45	71	天正15年10月2日	藤田宗甫妻	9
10	天正9年9月2日	宇薄主水充統春	9	72	天正15年10月3日	幸弘右京入道	16
11	天正11年5月18日	古澤隼人佐内	63	73	天正15年11月11日	白石神助子	40
12	天正11年9月18日	牧内蔵之丞	63	74	天正15年12月26日	朽網左馬助母儀	90
13	天正12年3月1日	阿南入道	6	75	天正15年2日	小原右馬助息女	9
14	天正12年9月19日	吉弘伯耆守時連公	66	76	天正16年2月25日	片岡平助父	88
15	天正13年6月5日	田北民部少輔	19	77	天正16年4月12日	市川甚五良	45
16	天正13年6月5日	岡部三郎	19	78	天正16年5月3日	深野外記娘	13
17	天正13年7月12日	今村主馬助	44	79	天正16年5月10日	乘末掃部子	34
18	天正14年4月4日	御西次郎五郎	16	80	天正16年6月23日	江藤内蔵助妻	80
19	天正14年5月28日	乙松畠中祐清内	96	81	天正17年3月28日	飛田玄清子	96
20	天正14年7月4日	一万田	16	82	天正17年8月21日	廣瀬十郎妻	74
21	天正14年7月9日	笠木右衛門	31	83	天正17年12月21日	坂本土佐	74
22	天正14年10月23日	波田野弥次郎	80	84	天正18年3月25日	小野兵庫守	87
23	天正14年10月26日	柴田氏・同姓久三	90	85	天正18年7月20日	野上早衛子	69
24	天正14年10月26日	吉田継	90	86	天正18年中27日	岡本雅氣	93
25	天正14年11月3日	俗名志賀勘解由・男子・娘	12	87	文禄元年12月2日	吉良氏内市内妻	9
26	天正14年11月11日	丸山右京亮内室	40	88	文禄2年8月18日	布施野大蔵之充	63
27	天正14年11月11日	塙手越中殿・内室・女中・ヲチ人	41	89	文禄2年9月16日	田北九郎妻	57
28	天正14年11月12日	岩崎新助父	44	90	文禄3年10月3日	小深田縫殿助	13
29	天正14年12月14日	笠来右衛門妻	49	91	正月8日	河原内妙珍父	28
30	天正15年1月28日	古澤太郎	96	92	2月16日	奈多政基公	56
31	天正15年2月3日	若林次郎左衛門・同姓勘兵衛	12	93	5月18日	雄城源充母	63
32	天正15年2月12日	古庄道忍子	44	94	6月8日	長井和泉	28
33	天正15年2月14日	松岡利芳娘	49	95	7月15日	奈多鑑基公	52
34	天正15年2月17日	阿部三良	59	96	7月21日	山下主殿入道	74
35	天正15年2月17日	牧九郎	59	97	7月28日	原田左近	97
36	天正15年2月25日	吉良民部少輔息女	87	98	8月19日	廣瀬十郎子	66
37	天正15年2月27日	土佐岡林又六	93	99	9月3日	柴田氏口	16
38	天正15年2月29日	牧玄清内・同人内所	99	100	9月8日	臼杵越中守鑑速	28
39	天正15年3月13日	丸山右京亮	47	101	10月13日	河原内妙珍母	47
40	天正15年3月15日	服部殿・女中	52	102	10月20日	長松陳之充	69
41	天正15年3月25日	山下勘解由亡息	87	103	11月12日	吉水八郎	44
42	天正15年4月1日	佐藤蛭	6	104	11月12日	薦野膳兵衛	44
43	天正15年4月6日	幸野遠藤隼人佐母儀	22	105	11月12日	佐藤備後子	44
44	天正15年4月6日	大津留掃部入道・同姓四郎・同内女房	22	106	11月12日	古澤隼人佐	44
45	天正15年4月11日	伊藤紹元母	40	107	11月23日	深野源右衛門	80
46	天正15年4月19日	大塚民部	66	108	12月16日	深野源右衛門内藤十郎	56
47	天正15年4月24日	五町宮内	83	109	3日	大田氏内彦兵衛父	16
48	天正15年4月28日	乗松査之丞妻	96	110	6日	臼杵又太郎	23
49	天正15年4月28日	坂本土佐母	96	111	8日	大田内内田又右衛門子息	28
50	天正15年4月29日	岡部氏母儀	99	112	12日	吉田三右衛門内山下藤内	45
51	天正15年5月1日	小原右馬助娘	6	113	12日	加藤三十良母	45
52	天正15年5月6日	生田土佐入道	22	114	13日	神五良父鳥居和泉守	47
53	天正15年5月11日	口成勤左衛門子	40	115	15日	上野彈正忠	52
54	天正15年5月23日	大友義鎮	80	116	16日	徳浦善十良娘	56
55	天正15年5月24日	中山氏	83	117	16日	薦野民部母	56
56	天正15年6月12日	横濱十良子	44	118	24日	臼杵殿女中	83
57	天正15年6月12日	羽屋越後	44	119	24日	上野宮内	83
58	天正15年6月20日	臼杵美濃守母	69	120	24日	佐藤備後息紀三郎	83
59	天正15年6月20日	坂本土作父	69	121	24日	山下氏口菊父	83
60	天正15年6月21日	油本石見守	74	122	24日	大田右近女中之父	83
61	天正15年6月26日	吉弘鑑理大方	90	123	25日	朽網兵部	87
62	天正15年7月20日	仲掃部助	69	124	25日	大田右近口ライ	87

典拠は、芥川龍男・福川一徳編校訂「臼杵宝岸寺過去帳」『西国武士団関係史料集』6巻（文献出版、1992年）によりその頁を記す。

を通称・受領とした重臣であった。天正 12 年（1584）の筑後国黒木氏攻めの際には、軍勢を指揮した武将の一人に「本庄伊賀守」が確認できる⁵⁵⁾。また豊臣政権による朝鮮出兵の際の「豊後國諸侍着到」には「本庄新左衛門尉」の名がみえる⁵⁶⁾。つまり、本庄氏は、天正年間には政権に復帰していたのである。服部・宗像・本庄氏の場合、史料的な制約により政権に復帰した人物が、謀反を起こした当事者たちとの血縁関係があるのかどうかを明らかにしえない。仮にこれらの家の名跡を血縁関係にない人物が継承した形であったにしろ、大友政権におけるその家自体の家格に変化はなく、その家が政権復帰を果たしたという事実は重要であろう。

天文 22 年（1553）と弘治 2 年（1556）の謀反により大友義鎮に成敗された家臣の家は、戦国末期には政権に復帰していた。おそらく、弘治 2 年に義鎮が常住し始めた当初の臼杵は、権力中枢を構成する一部の家臣たちが所在する場に過ぎなかつたであろう。しかし、その後時日がたつにつれて、その他の家臣たちが臼杵に出仕する機会も増えていったものと考える。臼杵城下における大友氏家臣がどのような存在形態を示していたのか、それを明らかにするには史料的な制約が大きい。しかし臼杵に多数の家臣たちが所在したことは、宝岸寺過去帳が証明する通りであろう。府内における政治的不安定性を克服するために臼杵に移った大友義鎮であるが、権力中枢を構成し城下町に所在する家臣たちの階層は、結果として城下町移転の前後で変化するところはなかつたのである⁵⁷⁾。

ここまで多くの家臣たちが大名城下町たる府内・臼杵に所在していたことを確認してきた。ただし、戦国大名大友氏家臣たちの城下への集住は、他の戦国大名に関する一般的な理解と同様に、一部家臣に限定したものにすぎないと考えられている⁵⁸⁾。

大友氏家臣が大名城下町に対して抱いていた認識を端的に語っているのが、出陣に際して息子次郎に宛てた次の天文 3 年（1534）比定の 2 月 26 日付田北親興書状である⁵⁹⁾。

(中略) 又近日ハ我々在陣故, 祇候油断之様_候哉, 是又涯分心懸以辛劳, 節々在府専一候,
長々在宅不可然候 (以下略)

親興は、自身が在陣中であるので大友氏への「祇候」に油断がある。だから息子次郎に対して、それ相応の覚悟をもって大友氏のもとに「祇候」することを諭す。注目すべきは、傍線部の「節々在府」が大事なのであって、「長々在宅」はしかるべきではない、という親興の「祇候」に対する考え方である。まず大友氏の城下町府内にあることを「在府」というのに対し、その反対の状態にある概念、つまり所領にいる状態を「在宅」と称していることが理解できる⁶⁰⁾。

「節々」とは、「何度も、あるいは、頻繁に」という意味である⁶¹⁾。ここでは、頻繁に「在府」すべきことが諭されており、この親興の府内出仕に対する考え方は非常に興味深い。同じ頃、親興は他の書状でも「節々致祇候候する事、連々 上意之辻候」⁶²⁾、「今程在府候哉、雖無申迄候、無油断祇候専一候」⁶³⁾と、自分が在陣中における府内、大友氏当主への頻繁な「祇候」を息子に求めている。「節々」の「祇候」とあることから、府内を重視していることが読み取れるが、わざわざそのように説いていることからして、家臣の「祇候」は、自己の所領に基盤をおきながらのものであり、それが府内への常住ではなかつたことが理解できよう。家臣にとって大名城下町は、出仕すべき重要な対象となっていたが、いまだ常住という実態を備えてはいなかつたのである。

次の永正 12 年（1515）12 月 23 日付大友義長条々事書は、従来、権力中枢の最高位に位置する年寄と城下町との関係を示す史料として取り上げられてきたものである。

一年寄衆常に在宅不可然候, 式日者無懈怠可有相談之事付, 四以前以出頭, 七以後可有帰宿之事⁶⁴⁾

この条々事書を含む大友氏の戦国家法は、現実的な実効性は疑問視されるものの、当時の大友氏当主が抱いていた認識を窺う史料としては格好のものとされる⁶⁵⁾。ここでは、「年寄衆」が常に「在宅」、つまり所領にいることを戒め、「式日」には怠けることなく出仕すべきことが求められている。そして「式日」の出仕時間と、それが終了した後に「帰宿」することが定められている。「帰宿」とは、府内における屋敷に帰ることを指す文言と捉えられる⁶⁶⁾。重要なのは、本条で大友氏が求めているのは、「式日」に出仕すべきこと、に過ぎない点である⁶⁷⁾。

それでは、具体的な年寄の事例として、天文年間の年寄入田親廉についてみてみよう。書状の発給者は肥後の阿蘇氏である。

至入田細々申遣候、為存知候、

其以後無音、非疎意候、今年下野御狩輒成就候間、祝著候、定而可有其聞候、仍近日（入田）親廉在宅之由候、留守中令校量候、雖御辛劳千万候、彼帰符（府）之間、以堪忍被相調頼入候、猶重々可申候、恐々謹言、

卯月十一日

(阿蘇) 惟豊 (花押)⁶⁸⁾

阿蘇惟豊は親廉が所領に「在宅」であるので、親廉が府内に戻った「帰符」を待ってから用件を済ますように、と指示を与えている。この書状からは、第一に年寄入田親廉が府内と所領との間を行き来していたこと、第二に入田親廉に用があった阿蘇氏にとって、親廉はあくまでも府内に居てこそ用件をかなえてくれる存在であったこと、が理解できる。

もう一例、入田親廉に関する史料を提示しよう。

為御祝儀、御出乍尤以珍重候、仍就此口（祝）儀預尊札候、快然候、當時依在宅不遂拝顔候、心外千万候、雖然於向後、相當之儀不可有疎略候、隨而徳地十帖被懸御意候、祝着候、猶期後信令省略候、恐惶謹言、

六月九日

(入田) 親廉 (花押影)

称名寺_{尊答}⁶⁹⁾

博多称名寺は、「御祝儀」のために入田親廉のもとへと「御出」するが、親廉は所領に「在宅」したことにより、称名寺僧と面会することが叶わなかつたことを詫びている。当然、称名寺僧が出向いた先は、大友氏の城下町豊後府内だったのだが、肝心の親廉は所領に「在宅」中で、府内にはいなかつたのである。これらの事例からは、前述の大友義長条々事書が「常に在宅不可然候」と危惧せざるを得なかつた実態が現実的に浮かび上がってこよう。

さらに豊臣大名段階の年寄志賀道輝は、天正 17 年 (1589) 12 月 27 日から翌年 1 月 1 日まで代理の者を伊勢神宮に参宮させている。その参宮帳には「豊後南郡志賀伊勢入道（道輝）殿御代官」とあり、志賀道輝は所領のある「南郡」の人物と認識されている⁷⁰⁾。年寄といえども在地領主である以上、自己の所領に基盤をおいた政権出仕を行っていたことが窺える。

年寄は、権力中枢についてこそ、その職務を全うすることができる存在である。しかし、現実的には、その年寄でさえも自己の所領と大名城下町との間を行き来する形での政権出仕を行っていた。そうした状況を克服するためであろうか、年寄が家内部において権力中枢への出仕と、所領経営との役割分担をしていた可能性が窺える。大友義鎮の年寄吉岡宗歓は、永禄 12 年 (1569) 比定の書状中において、「宗歓事、隠居之儀_与申、極老_与申、心安可罷居覺悟候之処、三老在陣故、於 御近辺、日夜之苦勞迷惑、可有御察候」⁷¹⁾と、本来なら「隠居」であり、かつ「極老」であるため平穏に過す覚悟のところ、同僚の「三老」が在陣であるため、義鎮「御近辺」において日夜奉公に励んでいる、と述べている。この場合、「三老在陣」という状況であ

ったゆえかもしれないが、年寄を務めていた当時宗歎が隠居であったことに変わりはない。同じく、大友義鎮の年寄戸次鑑連（道雪）と志賀親守（道輝）の場合も、嫡子に家督を譲った上で年寄としての務めを果たしていたことが確認できる⁷²⁾。

戦国大名大友氏の城下町である豊後府内と臼杵は、権力中枢の政権運営に参加するために、家臣たちが出仕する場となっていた。しかし、在地領主である家臣たちは、年寄クラスの重臣でさえも、それぞれの所領経営を行いながら、大名城下町と所領との間を行き来していたのである。すなわち、家臣たちにとって大名城下町とは、権力中枢に参画してこそ意味のある存在であったといえよう。多くの家臣たちは、所領を拠点としつつ、必要に応じて大名城下町に出仕している状態であったのである。それは、近世大名城下町における家臣の常住・集住とは、およそかけ離れたものであったといえよう。

大友氏が初めて家臣団の城下集住政策を明示したのは、豊臣政権の朝鮮出兵に際して大友吉統（義統）が息子義述に対して留守中の心構えを説いた、天正20年（1592）2月11日付大友吉統条々事書である⁷³⁾。そこには次の箇条がある。

一 国中諸侍、為可召置一所、既到津留崎罷移上者、普請等弥可被申付事、
一 徒往古雖為國之衆、近辺江移妻子、可有馳走之段申之条、況近習通之衆、可准國之者之
由、企所望共、不可有同心事、

同年2月28日付の大友義述書状⁷⁴⁾から、津留崎の「家島」に家臣団の集住を意図していたようである。この家臣団集住計画が、豊臣大名大友氏の城下町建設を意図してのものか、それとも朝鮮出兵のための軍事的基地に過ぎないものなのかはわからない。しかし、この条々で語られている意図は、戦国大名段階ではみられなかったものである。大友氏の家臣団城下集住政策は、豊臣政権という中央権力を背景にしてしか実現できなかつたといえる。

おわりに

戦国期の豊後府内は、將軍邸を模したとされる大名居館を中心に、町並みも京都を意識して形成されたことが指摘される⁷⁵⁾。しかし、最終的な府内の都市整備が行われ京都のような町並みとなるのは、すでに室町幕府が滅亡した天正年間のことである。そもそもこの時期の大友政権の中心は、当主が居住した臼杵にあった。こうした事情を鑑みた場合、戦国城下町豊後府内に関しては、室町幕府の影響を考慮する必要性は感じられない。豊後府内独自の発展を認めてしまるべきであろう。

戦国城下町は、大名の居館を中心とした家臣・大名直属の商工業者の居住する部分と、その外側に位置した市場という二元的な構造をとっていたことを小島道裕氏は指摘する⁷⁶⁾。16世紀後半の豊後では、その二元的な構造が一つの都市内部ではなく、臼杵=政治の中心、府内=経済の中心という緩やかな都市機能の住み分けがなされていたと位置付けられないだろうか。

戦国城下町豊後府内の最盛期は、大友氏当主と政権が臼杵に所在した時期にあたる。大友氏の城下町移転問題の検討を通じて得られた成果からは、大名権力中枢にとってその所在する場所が経済的機能を備えた大都市である必然性はなかつたことが指摘できよう。臼杵移転後の府内が、戦国城下町として最大級の発展をみせるのは、府内という都市に対する大名権力の統制がさほどのものではなかつたことを示す。戦国城下町を考える場合に、戦国大名が自己の本拠たる城下町を支配していた、と当然のごとくみなすことは、必ずしも正しいわけではないだろ

う。そしてこの城下町の移転により、権力中枢と家臣団との関係のあり方に変化するところはなかった。大友氏の場合には、城下町の移転が政権自体の性格を変化させてはいないのである。

戦国期の豊後府内は、誰もが認める当該期を代表する戦国城下町であるが、畿内・東国などにみられる他の戦国城下町とは大きく異なっていた。特に、大名居館の周囲に顕著な土塁・堀をめぐらさず、周囲に家臣屋敷を配置しない構造は、きわめて「開放的な」構造とさえ位置付けられている⁷⁷⁾。こうした豊後府内の都市構造は、当該期に大名家当主と権力中枢が、臼杵という別の都市に所在したことの影響を考慮しなければならない。戦国大名大友氏の城下町豊後府内と臼杵の関係のあり方は、一般的な戦国大名城下町の概念ではとうてい理解できない。豊後大友氏の城下町のあり方が、特殊な事例なのか、それとも他に類似の事例が認められるもののかは、なお一層の研究の発展が求められよう。

註

- 1)『守護所・戦国城下町を考える』(守護所シンポジウム@岐阜研究会, 2004年), 内堀信雄他編『守護所と戦国城下町』(高志書院, 2006年)。なお、以下書名・論文名の副題は省略する。
- 2)『南蛮都市・豊後府内』(大分市教育委員会・中世都市研究会, 2001年), 『中世大友再発見フォーラムⅡ』(大分市教育委員会, 2006年), 鹿毛敏夫編『戦国大名大友氏と豊後府内』(高志書院, 2008年), 玉永光洋・坂本嘉弘『大友宗麟の戦国都市・豊後府内』(新泉社, 2009年)など。
- 3)拙稿「十六世紀後半における豊後府内・臼杵と大友氏」(『ヒストリア』204号, 2007年)。なお、本稿において前稿というのは、本論文を指す。
- 4)大友氏は、豊後府内を廃絶した上で、府内の全てを臼杵へと移動させたわけではない。しかし、戦国大名大友氏の城下町が、豊後府内から臼杵へと移転したことは事実である。したがって、本稿では、この豊後府内から臼杵への移転に対して「城下町移転」という語を用いる。
- 5)下村信博「織田氏の権力構造と城下町」(仁木宏・松尾信裕編『信長の城下町』高志書院, 2008年)。
- 6)鹿毛敏夫『戦国大名の外交と都市・流通』(思文閣出版, 2006年) 148頁。
- 7)尊經閣古文書纂「仙石秀久筑紫陣注進状」(前掲『中世大友再発見フォーラムⅡ』26頁)。
- 8)1582年2月15日付ガスパル・コエリュ(1581年度)日本年報(松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第III期第6巻〈以下『報告集』III-6と表記〉, 同朋舎, 31頁)。
- 9)1557年10月29日付ガスパル・ヴィレラ書簡(『報告集』III-1, 251頁)。
- 10)松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史7 豊後篇Ⅱ』(中央公論社, 1978年) 第48章 262頁。
- 11)神田高士「文禄期臼杵町を復元する」(『続文化財学論集』第2分冊, 2003年)。
- 12)渡辺澄夫「大友時代末期の豊後臼杵」(『大分県地方史』13~16号, 1958年)。
- 13)小和田哲男「戦国城下町の特質」(『小和田哲男著作集第7巻』清文堂出版, 2002年, 初出は1982年)。
- 14)北条氏の城下町小田原に居住した人々の実態を網羅的に検討した, 市村高男「戦国期城下町研究の視点と方法」(『国立歴史民俗博物館研究報告』127集, 2006年)がある。
- 15)ただし、発掘調査が明らかにしたのは、主として15世紀以降のものである。鎌倉期の守護大友氏が発布した「新御成敗状」を検討した, 山村亜希「法令にみる中世都市」(同『中世都市の空間構造』吉川弘文館, 2009年, 初出は2002年)は、鎌倉時代における豊後府内の都市的発展に疑問を呈している。
- 16)渡辺澄夫「豊後国府と守護所」(同『増訂豊後大友氏の研究』第一法規出版, 1982年, 初出は1974年), 木村幾多郎「高国府・勝津留考」(『Funai府内及び大友氏関係遺跡総合調査研究年報V』大分市歴史資料館, 1996年), 同「豊後府内城下町移転と旧府内町」(『大分・大友土器研究会論集』大分・大友土器研究会, 2001年), 玉永光洋「豊後府内の形成と寺院」(中世都市研究会

- 編『中世都市研究4』新人物往来社, 1997年), 同「大友府内町」(小野正敏・萩原三雄編『戦国時代の考古学』高志書院, 2003年), 鹿毛敏夫「戦国大名館の建設と都市」(前掲『戦国大名の外交と都市・流通』, 初出は2003年)。
- 17) 「利根文書」4号(『大分県史料』(以下『大分』)25巻217頁)。
 - 18) 「柞原八幡宮文書」104号(『大分』9巻166頁)。
 - 19) 同じ時期のものと考えられる年末詳6月3日付古庄秀次書状案(『到津文書』254号『大分』1巻268頁)の宛所にも「豊後在符(府)人々御中」とみえる。
 - 20) 吉永暢夫「守護大名大友氏の権力構造」(川添昭二編『九州中世史研究』第3輯, 文献出版, 1982年)。
 - 21) 上野淳也「戦国都市府内の成立過程」(『史学論叢』36号, 別府大学, 2006年), 同「豊後府内の成立過程」(別府大学文化財研究所他編『キリシタン大名の考古学』思文閣出版, 2009年)は, この時期の大友氏が安定的な府内支配を行ひ得ていなかつた可能性を指摘する。
 - 22) 前掲『守護所・戦国城下町を考える』第2分冊。
 - 23) 仁木宏「室町・戦国時代の社会構造と守護所・城下町」(前掲『守護所と戦国城下町』)。
 - 24) 前掲鹿毛「戦国大名館の建設と都市」。
 - 25) 「田尻文書」44号(『佐賀県史料集成』(以下『佐賀』)7巻)。参府日記に関しては, 佐藤満洋「筑後国田尻氏の豊後府内参府について」(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』第一法規出版, 1981年)を参照。
 - 26) 入田親廉が田尻氏と極めて親密な関係であったのは, 彼が筑後国担当の「方分」であったからである。方分とは, 権力中枢にある年寄が国単位で務めた領域支配担当者である。詳しくは, 拙稿「戦国大名大友氏の『方分』について」(『大分県地方史』188号, 2003年)を参照。
 - 27) 「申次」に関しては, 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』(雄山閣出版, 1983年)575頁を参照。
 - 28) 木村忠夫「耳川合戦と大友政権」(同編『戦国大名論集7』吉川弘文館, 1983年, 初出は1972年)。
 - 29) 事件に関する概略については, 『大分県史』中世篇III(1987年)第2章第1節を参照。なお, この事件には, 入田親廉父子の関与も認められる。
 - 30) この事件の場となったのが, 「上原館」なのか「大友館」なのかは不明である。
 - 31) 「大友家文書録」(『大分県先哲叢書大友宗麟資料集』(以下『宗麟』)1巻70号), 「殖田文書」(『宗麟』1巻72号)。
 - 32) 「田原文書」(『宗麟』1巻71号)。
 - 33) 木村忠夫「田原親資考」(『歴史論』3号, 1965年)。
 - 34) 「中島文書」年末詳11月4日付大友義統書状(『増補訂正編年大友史料』(以下『増編大』)26巻6号)。檢使については, 拙稿「戦国大名大友氏の檢使の活動と領国支配」(『古文書研究』66号, 2008年)を参照。
 - 35) 「大友家文書録」(天文22年)閏正月11日付大友氏年寄連署状写(『宗麟』1巻299号)。
 - 36) 「到津文書」404号(『大分』24巻59頁)。
 - 37) 1554年ペドゥロ・デ・アルカソヴァ修道士書簡(『報告集』III-1, 111頁)。
 - 38) 「大友記録」7号(『大分』26巻406頁)。
 - 39) 某覚書(『到津文書』405号『大分』24巻63頁)には, 「豊後大友殿様御家人一万田弾正忠弟ムナカタ賀来民部承生害候」とある。
 - 40) 「工藤文書」(『宗麟』2巻393号)。
 - 41) 熊本中世史研究会編『八代日記』(青潮社, 1980年)。
 - 42) 1558年1月10日付ベルショール(・ヌーネス)書簡(『報告集』III-1, 227頁)。
 - 43) 「高良山座主文書」15号(『久留米市史』7巻75頁), 『増編大』17巻158号。
 - 44) 「中村文書」1巻12号(『大分』25巻362頁)。この本庄新左衛門尉を, 堀本一繁「大友氏加判衆本庄親栄考」(『戦国史研究』50号, 2005年)は親栄に比定する。

- 45) 「永弘文書」1308号(『大分』4巻578頁)。
- 46) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』416頁。
- 47) 戦国大名大友氏の二頭政治については、山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館、1991年)を参照。
- 48) 「無尽集」(永禄12年)11月13日付大友氏年寄連署状写(『大日本史料』10編之3、603頁)。
- 49) 「岐部文書」49号(『西国武士団関係史料集』(以下『西国』)2巻68頁)。
- 50) 前掲木村「耳川合戦と大友政権」。
- 51) 「文化庁所蔵若林文書」71号(『大分』35巻305頁),「加藤文書」6号(『大分』13巻188頁)。
- 52) 渡辺澄夫「島津軍侵入と豊後南郡衆の内応」(前掲『増訂豊後大友氏の研究』,初出は1975年)。
- 53) 「久保文書」22号(『大分』13巻177頁),「平林文書」26号(『西国』30巻79頁),「平林文書」27号(『西国』30巻80頁),「北里文書」16号(『熊本県史料』中世篇1巻505頁)。
- 54) 『フロイス日本史8 豊後篇III』第71章234頁。
- 55) 「豊田文書」10号,(天正12年)7月26日付大友よし続書状(『大分』11巻282頁)。
- 56) 芥川龍男「『豊後国諸侍着到』の復原と伝存事情」(『大分県地方史』108号,1983年)。
- 57) 課題として残されたのは、天正初年に府内で行われた都市整備の位置付け方である。近年の府内に関する発掘成果は、戦国末期の段階で「大友館」と都市整備に一つの画期が見出せることを明らかにした。現在では、その理由を元亀4年(天正元年・1573)に行われた大友宗麟(義鎮)から息子義統への代替わりと結びつけて説明する見解が支配的である。(前掲『中世大友再発見フォーラムII』等)。ただし、この天正年間における府内の都市整備を天正元年と推定する根拠は、鹿毛敏夫氏が紹介した「土囲廻屏」普請に関する一連の史料だけである点には注意を要しよう(前掲鹿毛「戦国大名館の建設と都市」)。当該史料にみられる「土囲廻屏」は、大友氏の居館・城郭に關係する造営・改修工事であることは指摘できるものの(三重野誠「大友氏の城郭整備令について」同『大名領国支配の構造』校倉書房,2003年,初出は1991・2001年),それが大友領国どこに所在したどの建造物かを断定することはできない。
- 戦国大名大友氏では、家督相続の際の混乱と不安定性を避けるために二頭政治期を設定していた。義鎮家督相続当初の政権内部の混乱と不安定性は、臼杵に移転した後には解消されている。義統と宗麟の二頭政治期間は天正6年(1578)初めまで続く。この二頭政治が終止符を打った時にとった体制は、義統が引き続き臼杵丹生島城に留まり、隠居宗麟が城を出て行くという選択であった(前稿参照)。こうした事情を鑑みた場合、いつ終止符を打つかも分からぬ二頭政治の始期に、新当主義統が居住するための大名居館を府内に造る理由はない。したがって、この時期に大友氏が府内の都市整備を行った理由に関しては、今後なお慎重な検討を要するといえる。
- 58) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』685頁。玉永光洋「高崎山城の縄張りと織豊系城郭の成立」(『大分県地方史』143号,1991年)。
- 59) 「田北文書」4号(『大分』13巻248頁)。田北親興は、大友庶家田北氏の一族で城後を名字とし、将監・三河守を通称・受領とする。
- 60) (天正8年)3月16日付大友円斎(義鎮)書状(「田原文書」『宗麟』5巻1753号)では、当主「義統近辺」に仕えることに対し、父の跡目を相続し所領にあることを「在宅」と呼んでいる。
- 61) 『邦訳日葡辞書』(岩波書店,1980年)757頁,「Xexxet. Xexxetni」項。
- 62) 「田北文書」2号,(天文3年)壬□(正)月19日付田北親興書状(『大分』13巻247頁)。
- 63) 「田北文書」1号,(天文3年)2月23日付田北親興書状(『大分』26巻155頁)。
- 64) 「大友記録」9号(『大分』26巻408頁)。
- 65) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』本論第2編第5章。
- 66) 都市における「宿」に関する理解は、齊藤利男「『宿館』『宿所』と『本宅』」(『国立歴史民俗博物館研究報告』78集,1999年)を参照。
- 67) 「式日」については、拙稿「戦国期大友氏権力の文書発給システムと権力構造」(『日本歴史』671号,2004年)を参照。
- 68) 「室原文書」6号(『熊本県史料』中世篇1巻740頁)。

- 69) 「筑前国続風土記附録」(『大宰府・太宰府天満宮史料』14巻292頁)。
- 70) 「天正十六年參宮帳」(『大分』25巻302頁)。
- 71) 「田尻文書」98号,(永祿12年カ)9月6日付吉岡宗歎書状(『佐賀』7巻143頁)。
- 72) 戸次鑑連が嗣子千寿に家督を譲ったのは天文19年(1550)3月のことであるが、年寄に就任したのは永祿年間になってからである(「立花文書」(天文19年)3月2日付大友義鎮相続安堵状『宗麟』1巻79号)。また志賀親守の年寄就任は天文19年であるが、その後天文21年までの間に息子民部大輔親度に家督を譲っている(「志賀文書」年未詳10月28日付大友義鎮相続安堵状『宗麟』1巻275号)。
- 73) 「大友記録」22号(『大分』26巻434頁)。なお、中野等「『豊臣大名』大友氏と吉統除国後の豊後」(同『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』校倉書房、1996年、初出は1993年)を参照。
- 74) 「大友家文書録」2249号(『大分』34巻1頁)。
- 75) 小島道裕「豊後府内について」(同『戦国・織豊期の都市と地域』(青史出版、2005年、初出は2004年)。
- 76) 小島道裕「戦国期城下町の構造」(前掲『戦国・織豊期の都市と地域』、初出は1984年)。
- 77) 仁木宏「寺内町と城下町」(有光友學編『日本の時代史12』吉川弘文館、2003年)。

Daimyo Power and the Relocation of Sengoku Daimyo Castle Towns

—A Case of the Bungo Otomo family—

YAGI,Naoki

Abstract

This paper considers the relocation of the castle town to Usuki from Bungo-Funai carried out by Yoshishige(Sorin) Otomo in the latter half of the 16th century. As a result, it is pointed out that the politically insecure nature of the Yoshishige Administration served as a backdrop to the relocation of the castle town. This relocation brought no change to the class of the vassal team constituting the Otomo Administration. Their service to the political power was in the form of a coming and going between the castle town and their own territory. In the end, it emerged that there was no necessity for the Sengoku Daimyo Castle Town to be a big city.

【Key words】 Sengoku Daimyo the Otomo family, relocation of the castle town, Bungo-Funai, Usuki